

本 則

【調査手続関係】

改正後刑事訴訟法第四百四十四条の二第二項第一号二（「再審の請求が理由のないものであることが明らかであると認めるとき。」）を削除する。

附 則

【再審開始決定に係る不服申立て関係】

- 1 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、検察官は、再審開始の決定については、不服申立てをしてはならない。ただし、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な理由があるときは、この限りでない。
- 2 政府は、当分の間、再審開始の決定があった場合には、その旨並びに検察官が当該決定に係る不服申立てをしたかどうか及び当該不服申立てをした場合におけるその理由を、遅滞なく、公表するものとする。
- 3 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであって第二号施行日以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであって第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない。

【証拠の提出命令関係】

- 4 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、改正後刑事訴訟法第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意しなければならない。

【再審請求手続の迅速化関係】

- 5 再審の請求の手続については、近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、裁判の迅速化に関する法律（平成十五年法律第七号）第二条第一項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならない。
- 6 再審の請求をした者（検察官を除く。）、弁護士及び検察官は、再審の請求の手続が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならない。

【検討】

- 7 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。